

事業所管部局による点検			
	評 価	項 目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	－	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	○ 本交付金は平成22年度限りの経費ではあるが、平成18年度補正予算によって都道府県に造成された基金に、平成20年度、21年度及び22年度の補正予算で積み増しを行ってきたところである。 ○ 都道府県は、当該基金を活用し、障害者及び障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「事業者の運営の安定化等を図る措置」、「新法への移行等のための円滑な実施をはかるための措置」、「福祉・介護人材の緊急的な確保を図るための措置」、「福祉・介護人材の処遇改善を図るための措置」を柱とした特別対策事業を地域の実情に応じて都道府県が策定した事業実施計画に基づき、適正に実施されている。 ○ 各都道府県においては、都道府県がが策定した事業実施計画に基づき、適正に事業が実施されているところである。		
予算監視・効率化チームの所見			
	－		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
－			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			

※平成22年度実績を記入

厚生労働省
3,927百万円

〔 都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付 〕



〔 補 助 〕

A 47都道府県(基金)
3,927百万円

〔 新法への移行等のための基金を造成 〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.北海道			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
基金繰入金	基金の造成に必要な経費	400			
計		400	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	400		
2	京都府	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	366		
3	新潟県	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	348		
4	福岡県	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	332		
5	神奈川県	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	233		
6	鳥取県	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	229		
7	広島県	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	213		
8	兵庫県	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	144		
9	埼玉県	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	137		
10	滋賀県	新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	104		